

# 事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）における経過措置適用のお願い

平成30年12月20日（木）



一般社団法人 バイオマス発電協会

## 既存発電事業者の改正ガイドラインへの宣言

FIT制度においては、バイオマス資源の安定的な確保を求められています。液体バイオマスに関しては、改訂ガイドラインの決定以前から着工、すでに稼働している事業者が複数あり、改正ガイドラインに例示されている液体バイオマスのRSPO認証などでのIPもしくはSGの安定的な調達についてこれまで努力してまいりました。しかし現時点では非常に困難な状態です。

すでに稼働中の液体バイオマス発電事業者3社は、改正ガイドラインの趣旨を尊重し、次の行動指針を定め、これを遵守することを宣言いたします。

つきましては、事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）における経過措置を適用いただくようお願い申し上げます。

株式会社エナリス  
神栖パワープラント合同会社  
ゼロワットパワー株式会社

## 経過措置適用期間における液体バイオマス発電事業者の行動指針

## 対象事業者が遵守すべき行動指針:

1. 該当する事業者と関連事業者から構成される「持続可能なバイオ燃料発電コンソーシアム（仮称）」を組織し、環境NGOや関連事業者などのステークホルダーと定期的に意見交換を行い、該当事業の持続可能性を高める努力をする。また、資源エネルギー庁に対し、定期的にコンソーシアムの活動状況の報告を行う。
2. パーム油最大の産油国が、RSP0と同様の取り組み（MSPO:マレーシア/ISPO:インドネシア）を国の制度として構築し、環境・人権・労働問題に積極的に取り組むことに賛同する。
3. 液体バイオマス燃料供給者と協力し、MSPOなどの認証を受けた農園、搾油工場、精油工場を含めたサプライチェーン全体にわたり分別管理するための自主管理方法を確立し、トレーサビリティの確保された燃料をFIT用発電事業に使用する。
4. 本行動指針に反する行為が認められた場合、該当事業者はFIT発電停止を含めた資源エネルギー庁の指示や指導に従う。

以上